

2017年6月9日

放送倫理・番組向上機構
放送と人権等権利に関する委員会御中

株式会社熊本県民テレビ

放送人権委員会決定第64号に対する対応と取り組み

2015年11月19日、当社が制作・放送したニュースについて、2017年3月10日に貴委員会から「警察の明確とはいいがたい説明に依拠して、直接の逮捕容疑となっていない事実についてまで真実であるとの印象を与えるものではあった」として放送倫理上問題があるとの意見を受けました。

犯罪報道について、改めて容疑者の段階でどう報じるか、容疑の認否を含めてどのように確認していくかについて重要な問題提起がなされたと受け止めています。

以下、当社の対応と取り組みについてご報告いたします。

1. 委員会決定の放送対応

3月10日夕方の「テレビタニュース every.」において委員会決定が公表されたニュースを放送しました。

「おとし KKT などが放送した、地方公務員が準強制わいせつ容疑で逮捕された事件をめぐる報道について、BPO 放送倫理・番組向上機構 放送人権委員会は、きょう、「放送倫理上問題がある」との見解を示しました。KKT はおとし 11 月、県内の地方公務員が準強制わいせつ容疑で逮捕され、その後、不起訴処分になったことを報道しました。BPO 放送人権委員会では、この男性が“ 深刻な人権侵害を受けた ” とする申し立てを受けて、去年 4 月から審理していました。放送人権委員会では決定の中で、KKT の放送について“ 名誉棄損はなかった ” としました。一方で“ 警察の明確とはいいがたい説明に依拠して、直接の逮捕容疑ではない事実についてまで真実であるとの印象を与えた ” などとして“ 放送倫理上問題がある ” との見解を示しました」という決定の趣旨と「KKT では決定を真摯に受け止め、指摘を受けた内容を今後の放送に生かしてまいります」との当社コメントを伝えました。

2. 社内での報告と周知

3月14日 社内局長会と部長会で、それぞれ決定の内容を説明しました。

3月15日 報道部会、制作部会、編成業務部会などで各部長が部員（社員及び常駐スタッフ）に対して決定の内容を説明しました。

3月27日 放送番組審議会で、報道局長が委員に対して決定の内容を説明しました。番組審議委員からは「警察発表はどのような形であるのか」「鵜呑みにするのは別として警察発表にあったことを公表するのは問題なさそうに思う」「警察発表の裏付け取材等をしないと事件の経緯について報道できないということにならないか」などの意見が出されました。

3月27日 社内コンプライアンス委員会にて委員長（報道局長）から決定の内容を説明しました。同委員会は、社内横断的に法令遵守に関する問題を検討する機関で、毎月1回定例会を開いています。

3. 放送人権委員会委員による研修・意見交換会

5月29日にBPO放送人権委員会の坂井眞委員長、市川正司委員長代行を招いての研修・意見交換会を開きました。弊社からは報道局、編成局、制作局などの社員及び常駐スタッフ約60人が出席し、BPOについての説明、当該ニュースの上映、今回の決定についてのポイントの説明を受けた後、質疑応答も行いました。

論点は

「警察発表をどこまで確認すればいいのか」

「取材が不十分な場合、どう表現すればいいのか」

などの点を中心でした。

BPOの委員からは

「同意無くして服を脱がせることは、一般的には同意無くして裸体を撮影する行為以上に違法性が強いが、広報連絡には記載されていない」

「もし最初の段階から意識が朦朧としていたならば、なぜそれらの事実が事案の概要として含まれず、準強制わいせつとして一般的ではない『裸の写真を承諾なく撮った』だけになったのか疑問に思わなければならない」

「被害申告したのは、裸になった時ではなく、1か月後の写真を見た時だった。これを見たとき疑問を感じてもおかしくなかったのではないか」

「警察の説明部分のうち、どの部分まで容疑者は認めているのか、そうではない見立て部分まで含まれているのか疑問を持ち、不明な部分は警察にさらに質問すべきだった」

「そこまでの取材が困難であれば、『同意なく自宅に連れ込んだ』『同意なく服を脱がせた』について疑いや可能性にとどまることを、より適切に表現するように努めるべき」

「逮捕直後の警察発表の取り扱いにおける被疑者の名誉に対する十分な配慮の必要性を検討すべき」

などの指摘がありました。

また当社からは以下のような質問や意見が出されました。

「被疑者にも接触できない段階で、警察発表について記者に真実性のチェックをどのレ

ベルまで求めるのか」

「警察広報を元を書くのは一般的。今回の決定で記者が委縮しないか。また重大な事件にもかかわらず、面倒な事案に関わらないでおこうと、報道の義務を自ら放棄するようなケースが出てくるのではないか」

「比較的書き分けている新聞と比較しても、視聴者に提示している材料は同じ。書き分けて、どれほど視聴者に与える印象が変わるのか」

「構成が間違ったら倫理違反なのか」

「委員の発言で、裸の写真を撮ったことについて、この程度という言い方が気になる。見解公表の記者会見では、近頃の女性は裸の写真を撮られることに抵抗はないのではないかと発言があったと記憶する」

「BPOの過去の決定は、ニュースではなくワイドショーが必要以上に写真を大きく扱ったり、リポーターが過剰な表現をしたなどの問題で放送倫理上問題があったとの指摘だった。今回の判断は、前回問題となっていないものを問題提起している。大きなルール変更ではないか」

4. 再発防止に向けた取り組みについて

今回の委員会決定では、警察が広報発表の中から、被疑者自身も認めている逮捕容疑と、直接の逮捕容疑ではない警察の見立てを、区別なく書き、また被疑者が警察の見立ての部分まで含めて容疑を認めているとの印象を視聴者に与えかねなかったことが問題になりました。

当該事案で、放送倫理上問題ありとされたことは、概ねほかの報道機関も同様の報道をしています。しかし、だからといって当社報道に問題がなかったことにはなりません。

申立人は、その後、不起訴処分となっており、当社の報道が申立人の心情を傷つけたことは事実です。

貴委員会の見解を真摯に受け止め、今後、事件報道の取材から放送の過程では、これまで以上に取材記者とデスクで常にコミュニケーションを取りながら、どこまでが逮捕容疑で、どこからが警察の見立てなのか確認をすることや被疑者が、どこまで容疑を認めているのか確認することを、これまで以上に徹底します。また放送原稿のチェックには、報道局長以下より多くの報道局員が関わるよう態勢の強化を図り、特に映像や字幕スーパーを含めたプレビューには、当日のデスク、ディレクター、アナウンサーだけでなく、直接の担当ではない記者なども立ち会えるように努めます。

また放送の影響力の大きさを社員一人一人が認識し、事件報道や放送全般に関わるにおける留意点を確認したり、BPO判断などをもとにしたケーススタディを社外の専門家に学んだりするための社内研修会を開催します。

逮捕時点での容疑については、これまで以上に警察発表をすべて垂れ流すことは厳に慎み、表現についても容疑者がどこまで容疑を認めているのか、分かりやすく表現す

ることに努める所存です。

その際、容疑者だけでなく、被害者や事件に関するすべての人の人権に十分配慮し、憶測や推測によらぬ表現を心がけます。

5. おわりに

当該局研修で坂井委員長からお話しいただいたとおり、報道の自由を支えるのはメディアに対する市民からの信頼であり、自主的自律的な判断システムとしてのBPOの活動があります。

今回、貴委員会からお示しいただいた判断は、非常に高いハードルですが、社員一人一人が、より高い人権意識を持ち、放送にあたっての様々な知識を深めることで、視聴者からの信頼をより高められるという示唆をいただいたと思います。

表現の自由を守るために、放送の内容が、プライバシー権、名誉権とぶつかりあうときに、放送の影響力の大きさに思い至り、どのような表現が適切なのか日々考え、議論することで、より質の高いテレビニュースを追求したいと思います。